

温泉法の一部を改正する法律案参照条文 目次

一	温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 1
二	温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 4
三	伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）（抄）	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 5

温泉法の一部を改正する法律案参照条文

温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）（抄）

（土地の掘削の許可）

第三条 温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、掘削に必要な土地を掘削のために使用する権利を有する者でなければならない。

3 都道府県知事は、温泉を工業用に利用する目的で第一項の申請をした者に対して同項の許可をしようとするときは、あらかじめ経済産業局長に協議しなければならない。

（許可の基準）

第四条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請があつたときは、当該申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の許可をしなければならない。

一 当該申請に係る掘削が温泉のゆう出量、温度又は成分に影響を及ぼすと認めるとき。

二 前号に掲げるもののほか、当該申請に係る掘削が公益を害するおそれがあると認めるとき。

三 申請者がこの法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であるとき。

四 申請者が第七条第一項第三号の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であるとき。

五 申請者が法人である場合において、その役員が前二号のいずれかに該当する者であるとき。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をしないときは、遅滞なく、その旨及びその理由を申請者に書面により通知しなければならない。

（許可の取消し等）

第七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第三条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第三条第一項の許可に係る掘削が第四条第一項第一号又は第二号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 第三条第一項の許可を受けた者が第四条第一項第三号又は第五号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、第三条第一項の許可を受けた者に対して、公益上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(増掘又は動力の装置の許可)

第九条 温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 第四条から前条までの規定は、前項の増掘又は動力の装置の許可について準用する。この場合において、第四条第一項第一号及び第二号、第五条第二項、第六条第一項並びに第七条第一項第一号中「掘削」とあるのは「増掘又は動力の装置」と、前条中「掘削が行われた場合」とあるのは「増掘又は動力の装置が行われた場合」と、「当該掘削」とあるのは「当該増掘若しくは動力の装置」と、「温泉をゆう出させる目的で土地を掘削した者」とあるのは「温泉のゆう出路を増掘し、又は温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者」と読み替えるものとする。

(温泉の利用の許可)

第十三条 温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に申請してその許可を受けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の許可を受けることができない。

一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

二 第二十七条第一項第三号の規定により前項の許可を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

3 都道府県知事は、温泉の成分が衛生上有害であると認めるときは、第一項の許可をしないことができる。

4 第四条第二項の規定は、第一項の許可をしないときについて準用する。

(温泉の成分等の揭示)

第十四条 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、施設内の見やすい場所に、環境省令で定めるところにより、温泉の成分、禁忌症及び入浴又は飲用上の注意を揭示しなければならない。

2 前項の規定による揭示は、次条第一項の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)の行う温泉成分分析(当該揭示のために行う温泉の成分についての分析及び検査をいう。以下同じ。)の結果に基づいてしなければならない。

3 温泉を公共の浴用又は飲用に供する者は、第一項の規定による揭示をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その内容を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の施設において入浴する者又は同項の温泉を飲料として摂取する者の健康を保護するために必要があると認めるときは、前項の規定による届出に係る揭示の内容を変更すべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第二十七条 都道府県知事は、次に掲げる場合には、第十三条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 公衆衛生上必要があると認めるとき。
- 二 第十三条第一項の許可を受けた者が同条第二項第一号又は第三号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 三 第十三条第一項の許可を受けた者がこの法律の規定又はこの法律の規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。
- 2 都道府県知事は、前項第一号又は第三号に掲げる場合には、温泉源から温泉を採取する者又は温泉利用施設の管理者に対して、温泉の利用の制限又は危害予防の措置を講ずべきことを命ずることができる。

(経過措置)

第三十三条 前条第一項の規定に基づき政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項、第十四条第三項又は第十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十四条第一項の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者
- 三 第十四条第二項の規定に違反した者(前号の規定に該当する者を除く。)
- 四 第二十三条の規定に違反した者
- 五 第二十四条第一項又は第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第二十四条第一項又は第三十一条第一項若しくは第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

温泉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第七十二号）（抄）

附 則

（温泉の成分等の掲示に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十三条の規定によりされている掲示については、新法第十四条第二項及び第三項の規定は適用しない。

伊東国際観光温泉文化都市建設法（昭和二十五年法律第二百二十二号）（抄）

（観光温泉資源の保護）

第三条 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の執行者は、条例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の掘採、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼすおそれのあるもの（温泉法（昭和二十三年法律第二百五号）第三条第一項及び第九条第一項に規定する土地の掘削及び増掘を除く。）を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることができる。